

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年7月15日
【四半期会計期間】	第73期第1四半期（自 2021年3月1日 至 2021年5月31日）
【会社名】	株式会社タカキュー
【英訳名】	Taka-Q Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大森 尚昭
【本店の所在の場所】	東京都板橋区板橋三丁目9番7号
【電話番号】	(03) 5248局4100番
【事務連絡者氏名】	経理部長 西川 淳
【最寄りの連絡場所】	東京都板橋区板橋三丁目9番7号
【電話番号】	(03) 5248局4100番
【事務連絡者氏名】	経理部長 西川 淳
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第72期 第1四半期 累計期間	第73期 第1四半期 累計期間	第72期
会計期間	自2020年 3月1日 至2020年 5月31日	自2021年 3月1日 至2021年 5月31日	自2020年 3月1日 至2021年 2月28日
売上高 (千円)	2,760,880	3,212,372	14,601,957
経常損失 () (千円)	1,016,494	429,830	3,107,797
四半期(当期)純損失 () (千円)	1,049,208	514,534	3,139,010
持分法を適用した場合の投資利益 (千円)	-	-	-
資本金 (千円)	2,000,000	100,000	100,000
発行済株式総数 (千株)	24,470	24,470	24,470
純資産額 (千円)	3,334,258	793,723	1,339,802
総資産額 (千円)	10,584,387	8,884,032	9,264,008
1株当たり四半期(当期)純損失 () (円)	43.06	21.12	128.83
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益 (円)	-	-	-
1株当たり配当額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	31.5	8.9	14.5

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には消費税等は含まれておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益は、1株当たり四半期(当期)純損失であり、また、潜在株式がないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。

また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

継続企業の前提に関する重要事象等について

当社は、前事業年度において、営業損失34億円、当期純損失31億3千9百万円、営業キャッシュ・フローで14億5千7百万円の支出を計上し、当第1四半期累計期間においても営業損失4億8千2百万円、四半期純損失5億1千4百万円を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、継続企業の前提にかかる重要な疑義を解消するための対応策として、取引金融機関との総額14億円の当座貸越契約締結に加えて、11億5千万円のシンジケーション形式によるコミットメントライン契約を締結しているほか、長期借入金10億円等により、十分な運転資金を確保できるものと判断しております。当該重要事象を解消するための対応策を実施しております。

以上により、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないものと判断しております。

2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期会計期間の末日現在において判断したものであります。

(1) 経営成績の状況

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、昨年来の新型コロナウイルス感染症拡大が未だ収まらない中、3回目の緊急事態宣言の発出やまん延防止等重点措置もあり、個人消費の動向等は依然厳しく、先行き不透明な状態が継続しております。

当アパレル・ファッション業界におきましては、外出自粛や各種イベントの中止縮小等による購入動機の縮小、緊急事態宣言等を踏まえた店舗の休業や営業時間縮小等、引き続き経営環境は厳しい状況で推移しました。

このような中、当社は2020年2月期より推進しております事業構造改革において、2022年2月期をあるべき事業構造の仕上げの1年と位置づけ、事業戦略全体の再見直しを行い、業績の回復に向けて各施策に取り組ましました。

営業面では、販売力の更なる強化を図り、従来の接客販売ノウハウ中心の店舗向け教育動画を、Eコマースを活用したオムニチャネル営業や管理者向けプログラム等も充実した動画ツールの「教育チャンネル」に進化させ、店舗の総合力向上に注力しました。

Eコマース事業については、店舗スタッフがコーディネートした商品をWEB上で購入できる接客スタイルの「STAFF START」に力を入れ、店舗スタッフが積極的にEコマース販売を推進し、オムニチャネル化を実現することにより、売上高は堅調に伸長しております。

また顧客の囲い込み施策として、アプリ会員拡大を強力に推し進め、デジタルのコミュニケーションを活用して販売の促進と利便性の向上に努めました。

商品面では、マーケットリサーチを実施して、消費者ニーズの変化に対応したオフィスカジュアルの強化やオーダースーツの品揃えの充実等を図りました。

またデジタル技術を駆使し体のサイズを測る「サイズテック」事業の「redro」業態において、カジュアル対応もできるジャケットやパンツ、ポロシャツ、Tシャツの取扱いを開始し、新しい生活様式に対応した商品展開に努めました。

またスラックスやカジュアルパンツのストレッチ機能を従来より格段に強化し、在宅勤務等にも適した商品を揃え、好調に推移しました。

その様な中、新型コロナウイルス感染症拡大による自粛ムードやイベントの縮小、緊急事態宣言等による休業や時短営業により、当第1四半期累計期間の既存店売上高前年同期比は、46.9%増となりました。

店舗面では、エム・エフ・エディトリアルを1店舗出店し、一方でタカキューを2店舗、グランバックを1店舗、計3店舗退店した結果、当第1四半期会計期間末では前年同期比81店舗減の186店舗となりました。

なお、緊急事態宣言等により終日休業した店舗は最大で22店舗、営業時間短縮は34店舗、平日時間短縮土日休業は19店舗でした。

以上により、当第1四半期累計期間の売上高は32億1千2百万円（前年同期比16.4%増）となりました。利益面では、徹底的なコストコントロール及び店舗数の減少により、販売費及び一般管理費が前年同期に対して13.5%減少しましたが、売上高の減少により、営業損益は4億8千2百万円の損失（前年同期は営業損失10億6千6百万円）、経常損益は4億2千9百万円の損失（同経常損失10億1千6百万円）、当期純損益は5億1千4百万円の損失（同四半期純損失10億4千9百万円）となりました。

なお、当社は衣料品販売の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 財政状態の分析

資産、負債及び純資産の状況

資産の部は、前事業年度末に対して3億7千9百万円減少し、88億8千4百万円となりました。主な要因は、流動資産で商品が1億5千5百万円、その他に含まれる未収金が1億8千6百万円それぞれ増加し、現金及び預金が7千3百万円、売掛金が7千万円、固定資産で関係会社株式が4千8百万円、敷金が5億1千8百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

負債の部は、前事業年度末に対して1億6千6百万円増加し、80億9千万円となりました。主な要因は、流動負債で支払手形及び買掛金・電子記録債務が7千6百万円、短期借入金が3億4千7百万円、固定負債で長期借入金5億円、繰延税金負債が4千4百万円それぞれ増加し、流動負債で未払金が4億4千万円、未払法人税等が1億9千万円、資産除去債務が1億5千9百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

純資産の部は、前事業年度末に対して5億4千6百万円減少し、7億9千3百万円となりました。主な要因は、利益剰余金が5億1千4百万円、その他有価証券評価差額金が3千1百万円それぞれ減少したこと等によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

(5) 継続企業の前提に関する重要事象等について

「1 事業等のリスク」に記載の通り、当社は、前事業年度において、営業損失34億円、当期純損失31億3千9百万円、営業キャッシュ・フローで14億5千7百万円の支出を計上し、当第1四半期累計期間においても営業損失4億8千2百万円、四半期純損失5億1千4百万円を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しております。

当社は、継続企業の前提にかかる重要な疑義を解消するための対応策として、「第2 事業の概況 1 事業等のリスク 継続企業の前提に関する重要事象等について」に記載のとおり、十分な運転資金を確保できるものと判断しております。

3 【経営上の重要な契約等】

(シンジケーション形式のコミットメントライン契約の締結について)

当社は、2021年6月4日付で株式会社みずほ銀行をアレンジャー兼エージェントとする総額11億5千万円のシンジケーション形式のコミットメントライン契約を更新いたしました。

詳細につきましては、「第4 経理の状況 1 四半期財務諸表 注記事項(重要な後発事象)」をご参照ください。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	97,800,000
計	97,800,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (2021年5月31日)	提出日現在発行数(株) (2021年7月15日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	24,470,822	24,470,822	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	24,470,822	24,470,822	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減 数(株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年3月1日～ 2021年5月31日	-	24,470,822	-	100,000	-	-

(5)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(2021年2月28日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

2021年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 105,200	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 24,334,200	243,342	-
単元未満株式	普通株式 31,422	-	-
発行済株式総数	24,470,822	-	-
総株主の議決権	-	243,342	-

【自己株式等】

2021年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社タカキュー	東京都板橋区 板橋三丁目9番7号	105,200	-	105,200	0.42
計	-	105,200	-	105,200	0.42

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（2007年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期会計期間（2021年3月1日から2021年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年3月1日から2021年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（2007年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

1【四半期財務諸表】

(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2021年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	631,087	557,957
売掛金	878,146	807,355
商品	3,089,950	3,245,607
貯蔵品	47,938	56,877
その他	217,027	411,213
流動資産合計	4,864,150	5,079,010
固定資産		
有形固定資産		
建物(純額)	366,780	369,526
機械及び装置(純額)	4,844	5,583
器具及び備品(純額)	102,134	101,156
リース資産(純額)	40,343	36,309
その他(純額)	5,664	0
有形固定資産合計	519,767	512,576
無形固定資産	359,456	338,373
投資その他の資産		
関係会社株式	589,713	541,502
賃貸不動産(純額)	71,597	71,144
差入保証金	34,904	34,904
敷金	2,802,870	2,284,476
その他	21,547	22,044
投資その他の資産合計	3,520,633	2,954,071
固定資産合計	4,399,858	3,805,021
資産合計	9,264,008	8,884,032

(単位：千円)

	前事業年度 (2021年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2021年5月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	649,388	643,293
電子記録債務	1 1,594,289	1 1,676,959
短期借入金	2 1,002,725	2 1,350,000
未払金	1,717,534	1,276,775
未払法人税等	265,065	74,801
リース債務	46,270	46,469
店舗閉鎖損失引当金	11,913	-
資産除去債務	222,784	62,851
その他	566,282	597,069
流動負債合計	6,076,254	5,728,220
固定負債		
長期借入金	500,000	1,000,000
リース債務	135,486	123,793
資産除去債務	1,024,917	1,006,635
繰延税金負債	85,897	130,508
その他	101,650	101,150
固定負債合計	1,847,951	2,362,087
負債合計	7,924,206	8,090,308
純資産の部		
株主資本		
資本金	100,000	100,000
資本剰余金	2,468,485	2,468,485
利益剰余金	1,483,029	1,997,563
自己株式	26,458	26,467
株主資本合計	1,058,996	544,453
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	280,805	249,270
評価・換算差額等合計	280,805	249,270
純資産合計	1,339,802	793,723
負債純資産合計	9,264,008	8,884,032

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)
売上高	2,760,880	3,212,372
売上原価	1,085,037	1,324,675
売上総利益	1,675,843	1,887,696
販売費及び一般管理費	2,741,855	2,370,576
営業損失()	1,066,011	482,879
営業外収益		
不動産賃貸料	75,177	77,281
手数料収入	20,832	23,781
助成金収入	-	10,728
その他	11,954	8,567
営業外収益合計	107,963	120,359
営業外費用		
支払利息	3,493	10,864
不動産賃貸費用	49,289	48,940
その他	5,663	7,505
営業外費用合計	58,446	67,310
経常損失()	1,016,494	429,830
税引前四半期純損失()	1,016,494	429,830
法人税、住民税及び事業税	28,708	23,416
法人税等調整額	4,005	61,287
法人税等合計	32,713	84,703
四半期純損失()	1,049,208	514,534

【注記事項】

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症拡大に伴う会計上の見積りについて)

新型コロナウイルス感染症の拡大につきましては、2021年4月から5月にかけて三回目の「緊急事態宣言」が10都道府県に発出され、外出自粛に加え、当第1四半期会計期間において同都道府県の店舗は営業休止・営業時間の短縮を実施しました。このような状況のなか、固定資産に関する減損損失の計上要否の判断、繰延税金資産の回収可能性の判断等の会計上の見積りを行うにあたっては、当第1四半期会計期間末時点で入手可能な情報に基づき、業績は第2四半期以降ワクチン接種による予防効果の浸透により、一進一退を繰り返しながらも年度末にかけて緩やかに回復していくものとの仮定を置いて判断しております。

(その他資本剰余金の減少について)

前事業年度の重要な後発事象に記載したとおり、2021年5月21日開催の当社第72回定時株主総会において、その他資本剰余金1,983,029千円を繰越利益剰余金に振り替える議案が承認決議されましたが、その後、当該決議が無効であることが判明したため、その他資本剰余金から繰越利益剰余金への振り替えを行っていません。

(四半期貸借対照表関係)

1 四半期会計期間末日満期手形及び電子記録債務

四半期会計期間末日満期手形及び電子記録債務の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、前事業年度末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形及び電子記録債務が前事業年度末日残高に含まれております。

	前事業年度 (2021年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2021年5月31日)
電子記録債務	250,327千円	- 千円

2 当座貸越契約及び貸出コミットメント契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行4行と当座貸越契約及び取引銀行3行とシンジケーション形式のコミットメントライン契約を締結しております。これら契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2021年2月28日)	当第1四半期会計期間 (2021年5月31日)
当座貸越極度額及び貸出コミットメントの総額	2,550,000千円	2,550,000千円
借入実行残高	1,000,000	1,350,000
差引額	1,550,000	1,200,000

(四半期損益計算書関係)

前第1四半期累計期間(自2020年3月1日至2020年5月31日)及び当第1四半期累計期間(自2021年3月1日至2021年5月31日)

当社は事業の性質上、春夏にあたる上半期については、商品単価が低く売上高の比重は下半期に高くなります。

(四半期キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期累計期間に係る四半期キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自2020年3月1日 至2020年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自2021年3月1日 至2021年5月31日)
減価償却費	92,109千円	67,213千円

(株主資本等関係)

前第1四半期累計期間(自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)

配当金支払額

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)

配当金支払額

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)及び当第1四半期累計期間(自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)

当社は、衣料品販売の単一セグメントのため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純損失及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自 2020年3月1日 至 2020年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自 2021年3月1日 至 2021年5月31日)
1株当たり四半期純損失()	43円06銭	21円12銭
(算定上の基礎)		
四半期純損失()(千円)	1,049,208	514,534
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
四半期純損失()(千円)	1,049,208	514,534
普通株式の期中平均株式数(千株)	24,365	24,365

(注)潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、1株当たり四半期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

(コミットメントライン契約)

当社は、今般の新型コロナウイルス感染症による事業への影響を踏まえ、機動的かつ安定的な資金調達手段を確保し、財務基盤の一層の強化を図るものとして以下のシンジケーション形式のコミットメントライン契約を更新いたしました。

契約の概要

(1) 組成金額	1,150,000千円
(2) 契約締結日	2021年6月4日
(3) 契約期間	1年間
(4) アレンジャー兼エージェント	株式会社みずほ銀行
(5) 参加金融機関	株式会社みずほ銀行、三井住友信託銀行株式会社、株式会社横浜銀行
(6) 適用利率	全銀協TIBOR+2.7%
(7) 担保・保証	無担保・無保証
(8) 財務制限条項等	2022年2月期決算以降、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表上の純資産の部の金額を正の値に維持すること。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年7月15日

株式会社タカキュー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大竹 貴也 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 齋藤 映 印

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社タカキューの2021年3月1日から2022年2月28日までの第73期事業年度の第1四半期会計期間（2021年3月1日から2021年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（2021年3月1日から2021年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社タカキューの2021年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期財務諸表に対する結論を表明するために、会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。